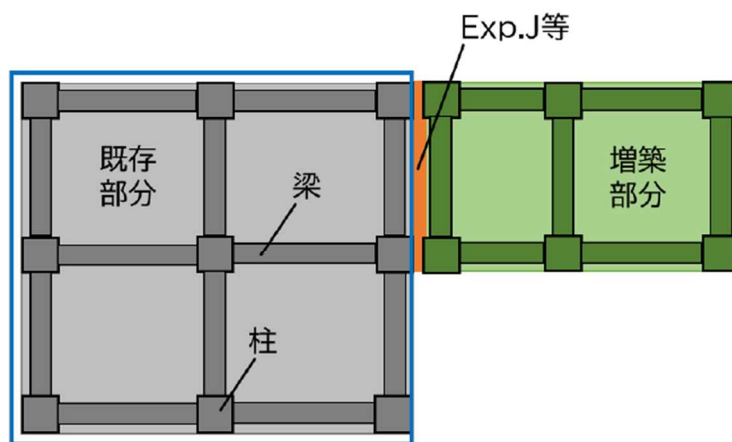


旭川市建築基準法施行条例第 19 条の規定に基づく市長が定める基準

旭川市建築部建築指導課

第 1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定により旭川市建築基準法施行条例（昭和 44 年旭川市条例第 45 号。以下「施行条例」という。）第 18 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物の柱の小径について、施行条例第 19 条の構造耐力上支障がないものとして市長が定める基準は、次の各項のいずれかに該当することとする。

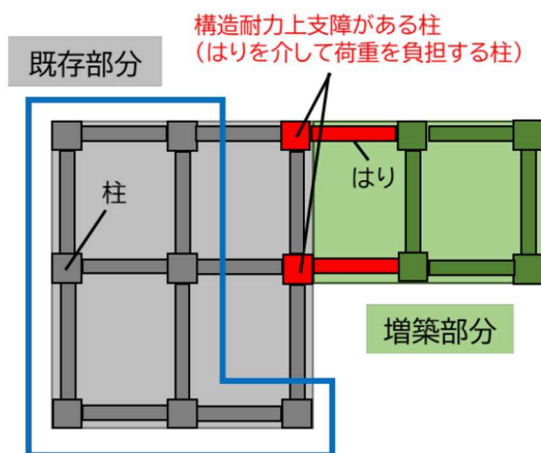
- 1 増築又は改築（以下「増改築」という。）に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。



構造耐力上の支障がない柱

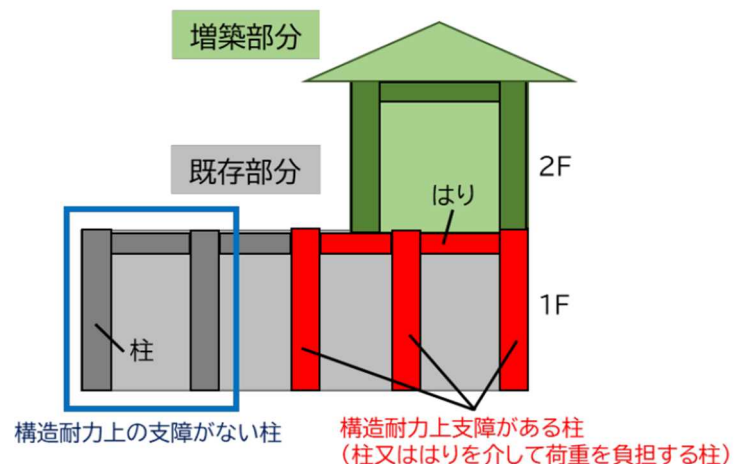
【平面的な増改築の場合のイメージ】

- 2 増改築に係る部分以外の部分の柱が増改築部分の柱又は梁を介して長期荷重を負担しないこと。



構造耐力上の支障がない柱

【平面的な増改築の場合のイメージ】



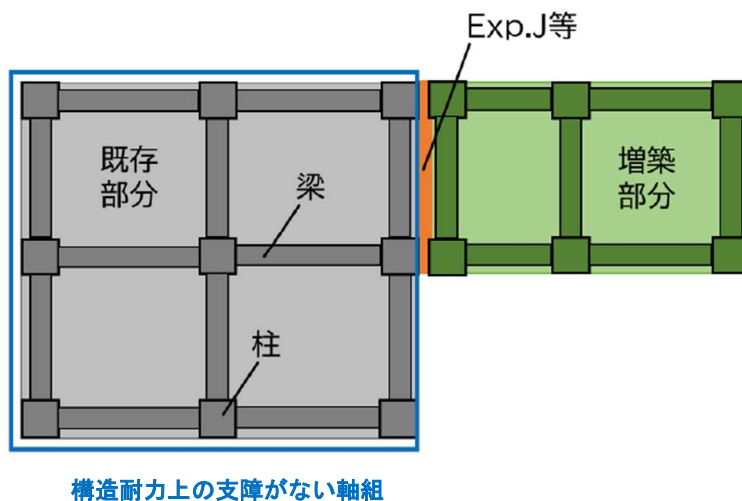
【立面的な増改築の場合のイメージ】

3 増改築が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該増改築により屋根の水平投影面積が増加しないこと。

- (1) 小屋裏部分の増築
- (2) バルコニー部分に外壁を設置することによる増築
- (3) 吹抜部分に床を増設することによる増築
- (4) 前各号に類する増改築

第2 法第3条第2項の規定により施行条例第18条第2項の規定の適用を受けない建築物の軸組について、施行条例第19条の構造耐力上支障がないものとして市長が定める基準は、次の各項のいずれかに該当することとする。

1 増改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。



【平面的な増改築の場合のイメージ】

2 増改築が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該増改築により屋根の水平投影面積が増加しないこと。

- (1) 小屋裏部分の増築
- (2) バルコニー部分に外壁を設置することによる増築
- (3) 吹抜部分に床を増設することによる増築
- (4) 前各号に類する増改築

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。